

Ⅶ 工会

1 工会的成立

外国人也可以以维持、提高劳动条件为目的组织工会，并有行使团体交涉及团体行动的权利。

组织工会、进行活动都作为劳动之基本权利受到宪法的保护，并有具体的工会法加以保护。

工会法中以以下几点作为工会的条件(工会法第2条)。

① 是以工人为主体的，自主组成的

② 是以谋求维持、改善劳动条件以及提高经济地位为主要目的的

工会是一个团体，所以，只要有两个人以上的工人，任何时候都可以自由组织。只要是工人自发组织的，民主地进行运营即可，不需要雇主的承认或向行政机关申报。

为了使工会有效地发挥其作用，希望由尽可能多的工作人员来组成。

2 工会的组织

在日本，工会的组织形式最多的是以企业为单位的工会。也有跨企业，按产业按地区组织，以个人加入为原则的联合工会；由属于同一职业的劳动者组织的，以工种为单位的工会等等。

Ⅶ 労働組合

1 労働組合の結成

外国人であっても、労働条件の維持向上を図るために労働組合を結成し、団体交渉やその他の団体行動を行う権利をもっています。

労働組合の結成やその活動は憲法で労働基本権として保障され、具体的には労働組合法によって保障されています。

労働組合法では、労働組合の条件として次のことをあげていません(労働組合法第2条)。

① 労働者が主体となって自主的につくっていること

② 労働条件の維持改善その他経済的な地位の向上を図ることを主な目的にしていること

労働組合は、一つの団体ですから、労働者が二人以上集まればいつでも自由に結成することができます。労働者によって自主的に結成され、民主的に運営されていけばよいのであって、使用者の承認や行政機関への届出などは必要ありません。

労働組合がその機能を果たすためには、できるだけ多くの従業員で結成することが望ましいといえます。

2 労働組合の組織

労働組合の組織形態として、日本で最も多いのは企業別組合です。また、企業の枠をこえて、産業や地域単位で組織し、個人加入を原則とした合同労働組合、同一の職業に属する労働者によって組織している職業別組合などがあります。

用人单位里没有可加入的工会、或者两人以上很难组成工会时，可以加入以个人加入为原则的联合工会。有问题，可以依靠团体交涉来解决。东京都内，有几个联合工会设有“劳动咨询”窗口。

3 工会的活动

(1) 团体交涉

团体交涉即劳动者和用人单位站在对等的立场，就劳动条件等进行磋商。工会，不论其会员的多少，都拥有与会员所属用人单位进行团体交涉的权限(工会法第6条)。

在美国有一种排他性交涉权制度(即在交涉单位上，规定只有得到半数以上劳动者支持的工会，才拥有团体交涉权的制度)，日本没有这样的制度。

用人单位没有正当的理由，不能拒绝团体交涉。拒绝团体交涉为不当劳动行为(工会法第7条)。

(2) 不当劳动行为

用人单位侵害劳动者团结的行为，在法律上作为不当劳动行为被禁止，发生不当劳动行为时，劳动者或工会可以向劳动委员会提出救援。劳动委员会将根据申诉进行审查，认定有不当劳动行为的事实时，对用人单位发出要求停止不当劳动行为的命令。以下几点被作为不当劳动行为被禁止(工会法第7条)。

会社に加入できる労働組合がない場合や、二人以上の労働者が集まって労働組合を結成することが困難な場合は、個人加入を原則とした合同労働組合に加入し、団体交渉によって問題を解決することもできます。都内には、いくつかの合同労働組合が「労働相談」の窓口を設けています。

3 労働組合の活動

(1) 団体交渉

団体交渉は、労働者と使用者が対等の立場に立って労働条件などを話し合う場です。労働組合は、組合員数が多いか少ないかに関係なく、組合員が所属する会社に対して団体交渉をする権限をもっています(労働組合法第6条)。

アメリカでの排他的交渉権制度(交渉単位において過半数の労働者の支持を得た労働組合だけが団体交渉権を持つ制度)のような制度は、日本にはありません。

使用者は、団体交渉を正当な理由なく拒むことはできません。拒否すれば、不当労働行為となります(労働組合法第7条)。

(2) 不当労働行為

労働者が団結することを侵害する使用者の行為は、不当労働行為として法律で禁止されています。不当労働行為があったときは、労働者または労働組合は、労働委員会に救済の申立てをすることができます。労働委員会は申立てに基づき審査を行い、不当労働行為の事実があると認めたときには、使用者に対して不当労働行為を止めるよう命令を出します。不当労働行為として禁止されていることは次のとおりです(労働組合法第7条)。

- ① 以劳动者是工会会员、要加入或组织工会、工会进行了正当的活动等为理由，解雇劳动者或给予不当的待遇
- ② 以劳动者不加入工会、退出工会作为雇用条件
- ③ 对劳动者提出团体交涉的要求，没有正当的理由却加以拒绝
- ④ 要插手领导工会的组成和运营
- ⑤ 要对工会运营所需的费用给予援助
- ⑥ 以向劳动委员会提出申诉为理由给予不当的待遇

※向东京都劳动委员会提出申诉时，应使用日语。

详细情况请向东京都劳动委员会咨询。

☎ 03(5320)6996 平日 上午9点至下午5点

- ① 労働者が組合員であること、組合に加入もしくは結成しようとしたこと、労働組合の正当な行為をしたこと、を理由に解雇したり、不利益な取扱いをしたりすること
- ② 労働者が労働組合に加入しないこと、労働組合から脱退することを雇用条件とすること
- ③ 労働者が団体交渉の申し入れをしたにもかかわらず、正当な理由なく交渉を拒否すること
- ④ 労働組合の結成や運営に支配介入すること
- ⑤ 労働組合の運営に要する費用を援助すること
- ⑥ 労働委員会に申立てをしたことを理由に不利益な取扱いをすること

※東京都労働委員会への申立ては、日本語によります。

詳細は東京都労働委員会にお問い合わせください。

☎ 03(5320)6996 平日 午前9時から午後5時まで